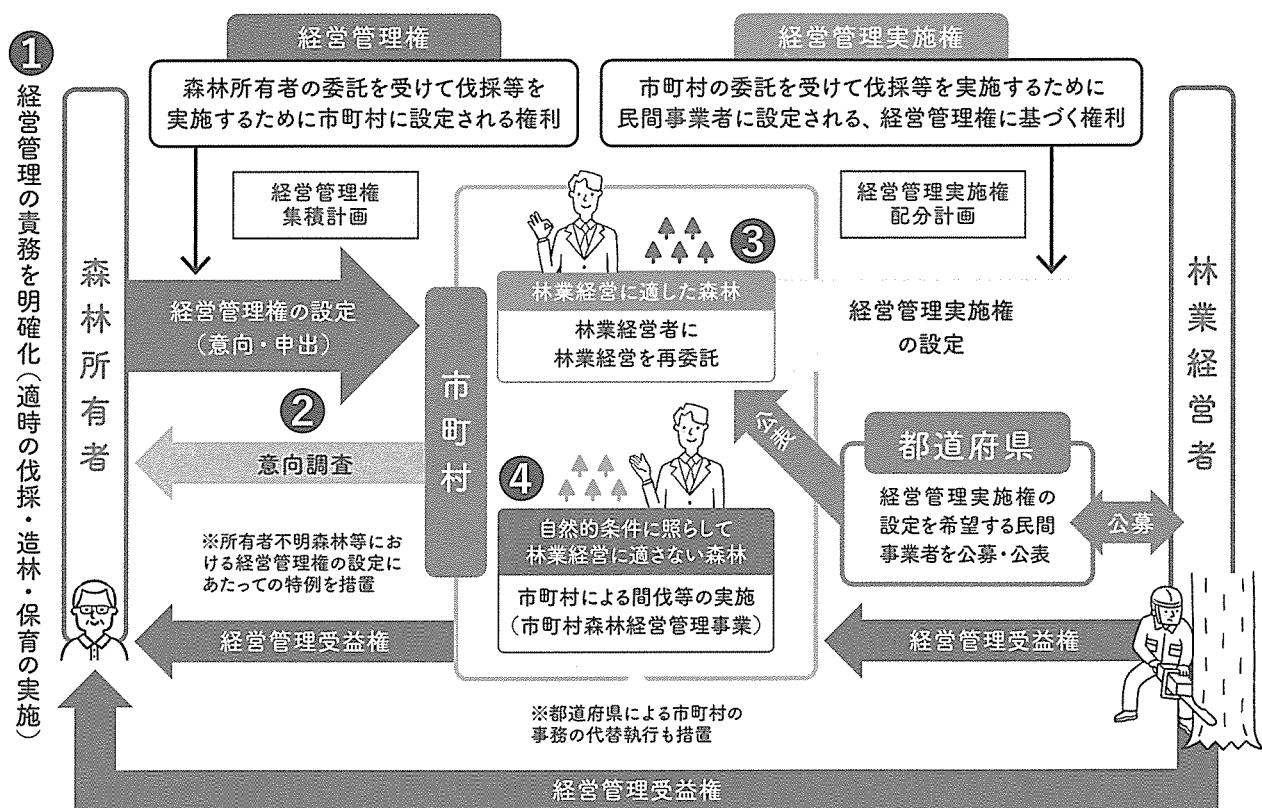


森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

制度の主な流れ

- ① 森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化（法第3条第1項 「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」）
- ② 市町村が意向調査を実施し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける（※所有者が不明な場合にも特例を措置）
- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を実施



林野庁ホームページもご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>



お問い合わせ

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

または森林の所在する市町村の林務担当窓口（具体的な連絡先は各市町村の総合案内にお問い合わせください）